

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	がん検診等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区はがん検診等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	がん検診等に関する事務
②事務の概要	健康増進法第19条の2及び厚生労働省令で定める市町村による健康増進事業であるがん検診（胃がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）、肝炎ウイルス検診、歯科健診、骨粗しょう症検診の実施に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を扱う。 1 検診等の受診結果の記録 2 精密検査の受診結果の記録
③システムの名称	成人保健システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康推進部 健康推進課 成人保健係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進部 健康推進課 成人保健係 電話番号(直通) 03-5722-9589
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☒ 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法第19条の2及び厚生労働省令で定める市町村による健康増進事業であるがん検診（胃がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）、肝炎ウイルス検診、歯科健診の実施に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を扱う。	健康増進法第19条の2及び厚生労働省令で定める市町村による健康増進事業であるがん検診（胃がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）、肝炎ウイルス検診、歯科健診、骨粗しょう症検診の実施に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を扱う。	事前	骨粗しょう症検診事業が新規開始するため
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	成人保健システム、団体統合宛名システム、中間サーバー	成人保健システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 番号法 別表第1 76項 ※主務省令：行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 番号法 別表第1 111項 ※主務省令：行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	事後	評価書見直し時における修正
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令（※）の該当条項 ・別表第2の102の2項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令（※）の該当条項 ・別表第2の102の2項 ※主務省令：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令（※）の該当条項 ・別表第2の136項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令（※）の該当条項 ・別表第2の136項 ※主務省令：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	事後	評価書見直し時における修正
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	評価書見直し時における修正

令和5年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	I「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 番号法 別表第1 111項 ※主務省令:行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1 の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	番号法別表111の項	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の136項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の136項 ※主務省令:行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 139の項 ※主務省令:行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		【○】人手を介在させる作業はない	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	評価書見直し時における修正